

4章 外壁改修工事(改修)

7節 外壁用塗膜防水材料による改修

4.7.1 一般事項

この節は、既存の仕上塗材塗り仕上げ等を改修する場合及びコンクリート打放し仕上げ外壁、モルタル塗り仕上げ外壁、押出成形セメント板外壁、ALCパネル外壁等に外壁用塗膜防水材料塗りを行う場合に適用する。

4.7.2 材料

- (1) 外壁用塗膜防水材料は JIS A 6021 (建築用塗膜防水材料)に基づく外壁用アクリルゴム系とし、仕上げ塗料は外壁用塗膜防水材料の製造所において指定された色、つや等に調合し、有効期間を経過したものは使用しない。
なお、プライマー、防水材料、模様材及び仕上塗料は、同一製造所の製品とする。
- (2) 外壁用塗膜防水材料の仕上げの形状及び工法は表 4.7.1 により、適用は特記による。

表4.7.1 外壁用塗膜防水材料の仕上げの形状及び工法

種類	仕上げの形状	工法(注)1	所要量(kg/m ²)(注)2	塗回数
外壁用塗膜防水材料	凸部処理 凹凸状	吹付け	プライマー 0.1以上 増塗材(注)4 0.5~1.0 アクリルゴム系塗膜防水材料(注)5 1.7以上 模様材(注)6(注)7 0.3以上 仕上塗料(注)8 0.25以上	1 1 1 1 2
	ゆず肌状 さざなみ状	ローラー塗り	プライマー 0.1以上 増塗材(注)4 0.5~1.0 アクリルゴム系塗膜防水材料(注)5 2.0以上 仕上塗料(注)8 0.25以上	1 1 2~3(注)9 2

- (注) 1.工法欄の吹付け及びローラー塗りは、防水材料及び模様材の塗付けに適用する。
2.所要量は、単位面積当たりの各材料(希釈する前)の使用質量とし、外壁用塗膜防水材料の製造所の仕様による。
なお、表の所要量は、2回塗りの場合、2回分の使用質量を示す。
3.塗り回数は、外壁用塗膜防水材料の製造所の指定による。
4.増塗りは、4.7.6 (4)による。
5.アクリルゴム系塗膜防水材料の所要量は固形分が75%である材料の場合を示しており、固形分がこれ以外の場合にあっては所定の塗膜厚を確保するように所要量を換算する。
6.模様材の種類は、特記による。
7.仕上げを砂壁状、じゅらく状等とする場合の模様材の種類は、特記による。
なお、この場合は、仕上塗料を省略する。
8.仕上塗料の種類は、特記による。
9.仕上げの形状に応じ、適切なローラーを用いる。

- (3) 増塗材は、防水材料塗りに用いる材料とする。
- (4) 仕上塗料の耐候性は、特記による。
- (5) 下地挙動緩衝材は、ひび割れ部等の伸縮繰返しにより発生する挙動に対し追従性を有するものとし、外壁用塗膜防水材料と同一の製造所の製品とする。
- (6) 下地調整塗材、水、ポリマーセメントモルタル及び塗膜はく離剤は、4.5.2 の(7)から(10)までによる。
- (7) (1)から(6)まで以外の材料は、外壁用塗膜防水材料の製造所の指定する製品とする。

4.7.3 施工一般

- (1) 外壁用塗膜防水材料仕上げは、4.5.3 の(1)から(5)までによる。
- (2) 所要量等の確認方法は、単位面積当たりの使用量によることを標準とする。また、仕上りの程度の確認は、表 4.5.3 による。
- (3) シーリング面に外壁用塗膜防水材料仕上げを行う場合は、シーリング材が硬化した後に行うものとし、塗重ね適合性を確認し、必要な処理を行う。
なお、シーリング材を打ち替える場合は、外壁用塗膜防水材料の製造所が指定するシーリング材を使用する。

- (4) コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処置は、2節による。ただし、下地挙動緩衝材を用いる場合は、特記による。
- (5) モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処置は、3節による。ただし、下地挙動緩衝材を用いる場合は、特記による。
- 4.7.4 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整
- (1) 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整は、4.5.4の(1)から(6)までによる。
- (2) モルタル下地の仕上げは、金ごてとする。
- (3) ALCパネルの場合は、4.5.4(8)による。
- (4) 押出成形セメント板の場合は、4.5.4(9)による。
- 4.7.5 既存コンクリート打放し仕上げ外壁、既存モルタル塗り仕上げ外壁等の下地調整
- 既存のコンクリート打放し仕上げ外壁、モルタル塗り仕上げ外壁等に外壁用塗膜防水材塗りを行う場合の下地調整は、次による。ただし、目地には、外壁用塗膜防水材の製造所が指定するーリング材を使用する。
- (ア) コンクリート面の下地調整は、4.5.5(ア)による。
- (イ) モルタル及びプレキャストコンクリート面の下地調整は、4.5.5(イ)による。
- (ウ) ALCパネル面の下地調整は、4.5.5(ウ)による。
- (エ) 押出成形セメント板面の下地調整は、次による。
- 4.5.6 工法
- (1) 材料の練混ぜは、外壁用塗膜防水材の製造所の指定する量の水で均一になるように行う。ただし、溶剤系のプライマー及び仕上塗料は、指定量の専用薄め液で均一になるように行う。また、2液形は、薄める前に主剤と硬化剤を外壁用塗膜防水材の製造所の指定する割合で混ぜ合わせる。なお、練混ぜ量は、外壁用塗膜防水材の製造所の指定する可使用時間内に使い終わる量とする。
- (2) プライマーは、だれ及び塗残しのないように均一に塗り付ける。
- (3) 下地挙動緩衝材を用いる場合は、幅 0.2 mm 以上 2.0mm 未満のひび割れ部及びひび割れ部の延長上 50mm 以上に、50mm 程度の幅で塗膜厚 0.25mm に相当する所要量以上を端部に段差のないように、はけにより塗り付ける。
なお、ひび割れが 0.5mm 以上の場合は、あらかじめひび割れ部に下地調整塗材 C-1 をすり込む。
- (4) 増塗りは、はけにより、防水材塗りに先立ち、あらかじめ 0.5~1.0kg/m² を端部に段差のないように塗り付ける。
なお、増塗りを行う部位は、プレキャストコンクリート、ALC パネル等の継手目地、建具回り、貫通部回り等の防水上重要な部位、出隅、入隅、目地部等の膜厚が薄くなりやすい部位、開口部周り等のひび割れが発生し易い部位、下地の動きが激しい部位等とする。
- (5) 防水材塗りは、所定の厚みが確保できるように、塗付け方法により1~3回塗りとし、だれ、ピンホール及び塗残しのないよう下地を覆うように塗り付ける。
なお、ALCパネル下地の場合は、防水材の吹付け前にローラーで目つぶし塗りする。
- (6) 模様材塗りは、仕上げの形状に応じ、外壁用塗膜防水材の製造所の仕様により、見本と同様の模様で均一に仕上がるように、指定する吹付け条件又はローラーを用いて塗り付ける。
- (7) 仕上塗料は、色むら、だれ、光沢むら等が生じないように均一に、はけ、ローラー又はスプレーガンにより塗り付ける。
- 4.7.7 部分改修工法
- 部分改修工法は、4.7.6により、プライマー、防水材及び模様材で既存部分との模様合わせを行い、全面にプライマー及び仕上塗料を塗る。